



平成 24 年 5 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社 西日本シティ銀行
 代 表 者 取締役頭取 久保田 勇夫
 (コード番号：8327、東証第一部、大証第一部、福証)
 問合せ先責任者 執行役員総合企画部長 村上英之
 (TEL 092 - 461 - 1867)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 中期経営計画「New Stage 2011」における経営改革施策として、取締役の員数を削減することにより経営体制をスリム化し、経営意思決定の迅速化と高度化を図ります。
- (2) 監査役による監視・検証機能を高めるため、役付の監査役として「常任監査役」を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 20 条 取締役は <u>24</u> 名以内とする。	第 4 章 取締役および取締役会 (員 数) 第 20 条 取締役は <u>20</u> 名以内とする。
第 5 章 監査役および監査役会 (常勤の監査役) 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤 の監査役を選定する。 (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (常勤監査役および常任監査役) 第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤 の監査役を選定する。 <u>2. 監査役会は、その決議によって、常任監査 役若干名を選定することができる。</u>

3. 日程（予定）

定時株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日（木）

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日（木）

《本件に関するご照会先》

西日本シティ銀行 総務部 ^{かわの}河野 TEL 092 - 461 - 1897